

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

(3) 井田病院の旧レストラン事業者に係る光熱水費未収金の支払完了  
について

資料 井田病院の旧レストラン事業者に係る光熱水費未収金の  
支払完了について

病院局

令和4年11月24日

令和4年11月24日  
病 院 局

## 井田病院の旧レストラン事業者に係る 光熱水費未収金の支払完了について

井田病院の旧レストラン事業者の光熱水費につきましては、一部未収となっておりますが、次のとおり光熱水費未収金残額及び遅延損害金の全てについて支払が完了しました。

これにより、訴訟を提起することなく、未納状態が解消したことを報告します。

### 【未収金回収に係る主な経過】

(1) 令和3年3月31日

平成24年5月1日から平成30年3月31日までの期間において、レストラン施設の使用許可に伴い発生した光熱水費の一部である未収金1,452,184円について、納期限を令和3年4月30日とする納入通知書を送付する。

(2) 令和4年8月26日

未収金1,452,184円と、平成30年4月1日から令和2年10月31日までの期間において、過納となっていた光熱水費分の572,889円を対当額で相殺することを通知する。あわせて、残額879,295円について支払を催告し、支払がない場合、訴訟を提起することを通知する。

(3) 令和4年10月4日

旧レストラン事業者が未収金残額879,295円を納入する。

(4) 令和4年10月20日

旧レストラン事業者が、納期限後に支払ったため、令和3年5月1日から令和4年10月4日までの遅延損害金37,700円を納入する。

### 【参考資料】

令和4年8月30日 健康福祉委員会資料

井田病院光熱水費未収金回収に向けた対応について

1 対応方針

エーシーエーネクスト  
ACANext 株式会社が平成 2 4 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで、市立井田病院内施設の行政財産使用許可を受けて営業していたレストランにおいて、平成 2 4 年 5 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに発生した光熱水費の一部 1, 4 5 2, 1 8 4 円が未収となっている。

一方、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日までの間の受領済みである水道料金 5 7 2, 8 8 9 円が過納となっている。返還のために必要な手続は依頼しているが、手続が行われないため、未払となっている。

以上の理由から、本市は、令和 4 年 8 月 2 6 日、ACANext 株式会社に、未収金と未払金を対当額で相殺することを通知し、残額 8 7 9, 2 9 5 円の支払について、納期限を同年 9 月 1 6 日と設定して、催告を行った。

納期限までに支払がない場合、ACANext 株式会社を被告として、未収金残額 8 7 9, 2 9 5 円及びこれに対する遅延損害金を請求する訴えを提起する。

2 主な経過

- 平成 2 4 年 5 月 1 日 日東レストラン・システム株式会社がレストラン営業開始
- 平成 2 7 年 7 月 1 日 ジャパンコントラクトフード株式会社が日東レストラン・システム株式会社を吸収合併（平成 2 8 年 1 1 月、ACANext 株式会社に商号変更）
- 平成 2 9 年 1 0 月 2 8 日 売店事業者の入替えに伴う電力量計の確認を実施。新事業者からの指摘により調査した結果、売店のほか、これまでレストランの使用電力量を計測していた電力量計のほかにも電力量計が存在することが判明し、電気料金未請求分の存在を把握
- 平成 3 0 年 1 月 4 日 電気及び水道の使用状況調査の結果、これまでレストランの水道使用量を計測していたメーターのほかにも温水使用量を計測する給湯メーターが存在することが判明し、水道料金未請求分の存在を把握
- 1 1 月 2 9 日 電気料金及び水道料金未請求分を合計 1 1, 4 4 6, 5 6 2 円と算定して支払請求

- 令和 元年 6 月 3 日 1 1, 4 4 6, 5 6 2 円について、分割払開始（令和 3 年 3 月まで原則として月ごとに納入通知書を送付）
- 令和 2 年 1 2 月 8 日 給湯メーターは、使用量を正確に計測できないことが判明し、そのことを発表
- 令和 3 年 3 月 3 1 日 ACANext 株式会社によるレストラン使用許可期間満了  
給湯メーターは温水使用量を正確に計測できないため、温水使用量について、推計値を用いて水道料金を算定し、1 1, 4 4 6, 5 6 2 円を 8, 9 4 4, 5 0 4 円に減額。その上で、ACANext 株式会社からの支払済額及び支払が見込める額の合計額である 7, 4 9 2, 3 2 0 円を差し引いた 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、納入通知書送付  
また、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日までの間の水道料金 5 7 2, 8 8 9 円が過納となったため、説明文書を送付し、振込口座の指定を依頼（現在に至るまで指定なし。）
- 4 月 1 9 日 7, 4 9 2, 3 2 0 円について、令和 3 年 3 月までの分割払請求分の支払が完了し、未収金の残額が 1, 4 5 2, 1 8 4 円に確定
- 4 月 2 0 日 ACANext 株式会社を訪問し、1, 4 5 2, 1 8 4 円の支払いを請求するも、拒否
- 5 月 1 7 日 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、督促状送付（納期限令和 3 年 5 月 3 1 日）
- 6 月 1 6 日 1, 4 5 2, 1 8 4 円について、催告書送付（以後、9 月 1 6 日、1 2 月 1 7 日、令和 4 年 3 月 1 6 日、同年 6 月 1 5 日にも送付）
- 令和 4 年 8 月 2 6 日 ACANext 株式会社に未収金 1, 4 5 2, 1 8 4 円と未払金 5 7 2, 8 8 9 円を対当額で相殺することを通知し、残額 8 7 9, 2 9 5 円について、納付書を送付し、支払を催告
- 9 月 1 6 日 残額 8 7 9, 2 9 5 円の納期限